

【書評】宮坂渉「1 世紀プテオリおよびネアポリス近郊の帳簿と法 (Tabulae Pompeianae Sulpiciorum 60-65)」ローマ法雑誌 2 号 49-156 頁
吉原 知志

本論文は、スルピキウス家文書 (Tabulae Pompeianae Sulpiciorum [=TPSulp]) を扱う著者の一連の研究¹の中で、ある種の銀行業務の取引記録と思わしき文書を題材に、当時の銀行取引の再現可能性を考察するものである。TPSulp. 60-65 は、一定の省略用語、人名、金額などが規則的に配置された特徴から、スルピキウス家が行っていた銀行業務の帳簿として機能していたとの推測を成り立たせるものとなっている。本論文は、史料 TPSulp. 60-65 を邦訳とともに示し、その内容を読み解くために、文書契約 *contractus litteris* に引き付けた帳簿記入による債権債務関係の成否に関する議論、古代の帳簿と近代的複式簿記の比較、銀行を介した資金移動の法律構成など、多岐に渡る複雑な論点について、先行研究・学説を詳細に紹介・検討し、古代ギリシャ語商圏の銀行・帳簿史料をふんだんに参照しつつ、著者独自の TPSulp. 60-65 に対する解釈を明らかにしている。銀行が扱う資金移動の法律関係の解明は過去・現在を問わず難題であり、多くの素材を用いて古代の取引実態の解明を試みる本論文は意欲的な研究と言えるだろう。本稿は、109 頁に渡る本論文の浩瀚な考察過程をできる限り簡潔に紹介した上で、著者の提示する法律

¹ 宮坂渉①「ポンペイ近郊出土スルピキウス家文書」筑波法政 82 号 69 頁(2020 年)、同②「Tabulae Pompeianae Sulpiciorum 78 に見る 1 世紀プテオリの取引と法の実像」ローマ法雑誌創刊号 26 頁(2020 年)。後者には書評として粟辻悠・ローマ法雑誌 2 号 304 頁(2021 年)がある。

関係理解に対して評価を述べてみたい。

なお、評者は現代の実定民法を専攻する者であり、本論文から多くの示唆や刺激を受けた一方で、遺憾ながら法史的な意義を正当に評価する能力は持ち合わせていない²。それにもかかわらず編集委員会から書評の機会をいただいたのは、著者の提示する法律関係理解について素人なりにも感じたところを率直に示し、本論文の理解に幾分かでも寄与することが期待されたものと予想する。また、評者は、民事実体法と手続法制の交錯関係の解明を研究課題としており、そのような関心からも、帳簿から取引実体の再現を試みる本論文の考察過程は興味深いものであった。そこで、本稿は、本論文の内容紹介を通じて非法史家である評者が注視した点を明らかにするとともに、著者の示す法律構成に上記の関心から評価を述べることで、非力ながら、与えられた役割を果たしたいと考える。

本論文の紹介にとりかかるにあたって、まず、関係する史料を示す。本論文は TPSulp. 60-65 およびヘルクラネウム文書 (Tabulae Herculaneses [= TH]) に属する TH² 70+ 71、TH 74 を検討の対象としているが、本稿では、本論文が重点的に解明を試みる TPSulp. 60-62 の考察を取り上げる。そこで、以下ではまず、TPSulp. 60-62 の記載から読み取れる事案の概要を、記号を用いてさらに簡略化し、それから本論文の本題に入りたい。

² ささやかながら、拙稿「【翻訳】マリア・テレザ・ヒメネス-カンデーラ『ローマ法源の中の動物』龍法 50 卷 4 号 731 頁(2018 年)で、法における「物」「動物」「自然」への関心から越境的な研究の機会を得た。

〔事案〕スルピキウス家（以下、銀行 A）の記録である TPSulp. 60-62 には、メーロス出身のギリシア人女性であるエウプリア（以下、顧客／債務者 B）が、43 年 3 月 20 日、1600 セステルティウスをティティニア・アントラキア（以下、顧客／債権者 C）から借り受け、その信命保証を B の後見人であるアテナイ人エピカレス（以下、保証人 D）が引き受けた旨が記載されている（TPSulp. 60）。さらに、B はガーイウス・スルピキウス・キンナムス（A と同一人物？〔? の趣旨は後出〕）からも 42 年 3 月 20 日に 1000 セステルティウス、43 年 7 月 20 日に 500 セステルティウスを借り受け、同様に D が信命保証を引き受けた（TPSulp. 61-62）。

史料の記載の特徴は、まず蠟板の 1 枚目 2 頁³で、表題と思わしき箇所「C の帳簿 (tabellae+人名の属格)」とあり、直下に「支出 (Exp)」との項目名、「B に (人名の与格)」、「1600 セステルティウス (金額)」、「求め、現金を受領した (peti(i)t numeratos/um accepit)」、「家で、金庫から (domo/domi ex risco/arca)」、そして「受領 (Acp)」との項目名が続く。2 枚目 3 頁には、「金庫に (Risco/Arcae)」、「1600 セステルティウス (金額)」、「C の求めに応じて D が信命保証を引き受けた旨」、「年月日」が記載されている。そして、時期不詳だが、いずれの記録にも「弁済 (SOL)」の文字が上書きされている。

これらの文書を帳簿と見るとして、その法的意味はどう捉えられるか。著者は、まず先行研究として Thilo による従来 of 議論の整理

³ 蠟板文書の構造については、本論文 156 頁の図の他、森光「生まれながらの自由人か、それとも解放された奴隷か？」白門 61 巻 10 号 54 頁(2009 年)57 頁、68 頁の解説と図がわかりやすかった。

と考察を詳細に紹介する。議論の出発点は、帳簿への記入を文書契約の一例である移転記入とする理解であるが、Thilo はそのような理解の前提となる帳簿（特に後出の *codex accepti et expensi*）の実際の態様を問題とする。ガーイウス『法学提要』で示される移転記入の説明を手がかりにこれを現代の現金出納簿のように見立て、収入欄と支出欄の 2 つの項目に分けられ金庫からの現金の出し入れが正確に記録されるとの見方（帳簿記入説）に対しては、文書契約では現実の金銭の出し入れはされないので、帳簿上の金額と金庫内の現金額が合うとは限らないとする批判がある。また、帳簿には現金出納簿と勘定簿の種別があり、現金出納簿から勘定簿への転記により支出と収入の帳尻が合うように記載されていたとする見方（現代風の理解説）に対しても、蝋板文書で作成されていたこと、計算に不向きなローマ数字で記入されていたことから、収入欄と支出欄を体系的に関連付ける近代的簿記法の概念を無造作に借りることはできないとする批判がある。Thilo は、古代の帳簿の実態を示すため、エジプトから出土した当時のパピルス史料および蝋板文書史料を検討するが、そこでもやはり、複式簿記と見ることは難しいとされる。ラテン語出土史料である兵士の給与計算書や蝋板簿記でも、同様の事情が窺える。これに対し、以下の帳簿の 2 種別は積極的に捉えられている。すなわち、取引を 1 ヶ月ごとに日付順に記入し家の財産全体の推移、状況を伝える最重要の帳簿であって訴訟上の証明手段として通用した *codex accepti et expensi* と、後見人、奴隷、委託事務管理人などが財産管理のために作成した *rationes* の区別である。後者の *rationes* で銀行業者が作成したものは、*codex rationum* と呼ばれ、銀行と個々の顧客との取引が記録され、全ての取引が個々

人の口座ごとに分けられずに時系列順に記入される。このような Thilo の理解は、他の学者にも受け入れられるところが多かったようである。しかし、2種の帳簿を適切に区別する基準は存在しなかったとする Wolf の見解や、銀行には全ての取引をまとめた *codex accepti et expensi* が作成され、*codex rationum* は個々人の口座ごとに *codex accepti et expensi* をもとに定期的に作成される計算書 *rationes* であり、同様に個別物品ごとの *rationes* も作成されたとする Gröschler の見解なども提唱されている。このような議論から浮かび上がる銀行業者の帳簿 *codex rationum* の存在の有無・形式につき、1世紀のプテオリないしネアポリスが属したと見られる東地中海のギリシャ語商圏の出土史料が参照され、議論されている。そうした史料からも *codex rationum* の存在を示す決定的な手がかりが得られるわけではない。ただし、当時の金融センターであったデーロス島の聖域金庫の帳簿からは、人名の属格形（起源の属格）により入金、与格形（利益の与格）により出金が表現されている。さらにヘラクレオポリス出土史料からは、属格はその者からの入金の他にその者に対して債権を有していたことを表し、与格はその者からの出金の他にその者の負担で支払をしたことを表すなど、帳簿のための一定の用語法が定着していたことが窺える。これらの用語法は大なり小なりスルピキウス家文書でも用いられていたとするのが著者の見立てである。

スルピキウス家文書からどのような取引が再現されるだろうか。記録上の「受領」記載の意義につき、Kunkel および Thilo は、「*numeratos accepit...ex arca*」と「*Acp. arcae*」の表現を区別せずいづれも受領者が金庫から金銭を受領し保持していることを表すとし

た。しかし、*arcae* を「金庫から」と訳すのは与格に合わず、また、簡潔かつ省略の多いスルピキウス家文書で同じ意味の表現が繰り返されるのは不自然であると批判される。*Arangio-Ruiz* と *Camodeca* は、支出と受領の記載はそれぞれ、金銭を支払う者 (C) と受領する者 (B) のそれぞれの帳簿の対応記入と理解する。しかし、この理解では、支払われた時点ではまだ受領者 B の金庫に入金がされていないため、B の帳簿上の記載と金庫内に現にある金額との間に乖離が生じる。また、*Camodeca* の想定は、C が B に対して有する債権の取立てを A に依頼し、指図により債権が C から A に移転したというものだが、そのためには A と B の間に債権を発生させる問答契約が必要となるはずのところ、文書中そのようなことには言及がない。あるいは、CB 間の 2 当事者間の取引であるなら、通常消費貸借と同様に自筆証書 *chirographum*⁴ を利用する方が容易である。B の帳簿の受領の簿記が C の帳簿に転記された意義も明らかでないし、「C の帳簿」という表題のもとで何らの指示なく B の簿記に由来する受領の簿記が転記されたということは考えにくいと批判される。そこで、*Gröschler* は、この文書は 3 当事者間の取引の記録であったと考える。*TPSulp. 60* では、債権者 (C)、債務者 (B)、第三者 (A) が当事者であり、C は銀行 A に対して支払指図 *delegatio solvendi* を行い、A の金庫から (*ex risco*) B に金銭が交付されたと考える。この場合、「受領」欄には A にとってのプラスが記載され、それは C にとってのマイナスを意味し（「反対記入」）、一般的な帳簿用語法と適合する。この「受領」を通じて、口座を介した債権の発生、債務の消滅の意義が認められる。この記録は、従来考えられ

⁴ *chirographum*/ *testatio* につき、宮坂①前掲注(1)72 頁に解説がある。

てきたような *codex accepti et expensi* からの抜粋ではなく、顧客ごとに作成された計算書 *rationes*、すなわち *codex rationum* から取引の証明のために抜粋されたものと見る。また、TPSulp. 61-62 は A が B に貸付けを行った記録であって一見当事者は 2 人のみだが、B に貸付けをしているのはスルピキウス家そのもの (A: 当時まだ健在だった保護者ファウストゥス) ではなく、ガーイウス・スルピキウス・キンナム個人 (A') と考えることで、3 当事者の理解を維持する。A' は A の委託事務管理人の地位で自己の名前において、保護者 A の計算で貸付けを行ない、それによって外国人・女性である B の人物評価の職務を同じく外国人の血を引く A' が引き受けていたという。以上の Gröschler の理解に対し、Wolf は文書の読み方に根拠が薄いと批判し、TPSulp. 60 の後半で D が保証を引き受けた旨が記載されていること、*testatio* の方式で作成されていることを重視する。保証契約の締結は証人の面前でされる必要があるため、3 人称単数で書かれ証人が封印し内容の真正性を担保する *testatio* の方式は保証契約の記録として適合的である。Wolf は、この記録の意義は保証契約締結を証明する点にあるとし、前半はその主たる債務の特定の意義を有するにすぎないとする。また、*codex accepti et expensi* には伝統的見解のように収入・支出に限定せず、債権・債務も記載されるとの理解を前提に、「受領」の記載は消費貸借に基づく返還債権を記録したものとす。Gröschler の 3 当事者理解を支持する Jakab も、「受領」の記載を反対記入とする理解は採らない。Jakab は、3 当事者の取引の理解としては、㉑指図者 (C) が支払額を現金で銀行に寄託するモデルと、㉒支払受領者 (B) が受領額をそのまま銀行預金とするモデルとが考えられ、「支出」の次に「受領」が

くる記載順序からは、⑥のモデルが適合的であるとする。AB 間の取引についての簿記が C の帳簿に記載されていたことになるが、それは通常金銭消費貸借であれば借り手 (B) が 1 人称で金銭受領を確認するのが慣行であったが、これに代えて金銭の最終的な行き先を示すために「受領」の簿記が抜粋されたものとする。なお、以上の論者のうち Camodeca、Gröschler、Wolf は、TPSulp. 60-65 の記載の意義を現金出納記入と理解する。現金出納記入は、帳簿への記入のみで債権債務関係が成立する移転記入と異なり、要物契約の成立を証明する意義を有するにすぎない。このことを、Gröschler は、TPSulp. 60-65 の記入が債務の発生をもたらし、また、実際に現金が支払われたことなどから説明し、Wolf も同様に解して、*codex accepti et expensi* の「支出」「受領」の記載は実体法上の概念でなく簿記と証拠実務にすぎなかったとする。

著者は、以上の学説の中でも含意するところの多い Gröschler、Jakab、Wolf の見解を主に取り上げて考察を加えている。C の帳簿の「支出」の記載と A の帳簿の「受領」の記載が反対記入として対応するとする Gröschler の理解からは、TPSulp. 60-65 という文書の内容の存在意義は、銀行 A が自らの顧客 B、C との取引関係を把握するとともに、顧客 BC 間の権利関係（原因関係 *Valutaverhältnis*）を A が把握しておくことで、A 自身の非債弁済を予防するための記録として説明される。しかし、TPSulp. 61-62 で A が A から独立して行為したとする解釈には疑念が表される。次に、Jakab の 3 当事者理解も次のように批判的に考察する。Jakab は、C が現金を A に預け、B の口座を増加させたとするモデル⑥について、「支出」の後に「受領」が来る記載順序と整合しないとするが、TPSulp. 60 は「C の帳

簿」であるから、むしろ、Cの現金預託、Aの受領という順序で記載されることは自然であるとする。また、反対に、Jakabが、Cの依頼によりAがBに貸付けを行い、貸付現金をAが預金として預かったとするモデル⑥を採用したことに対しても、「受領」の部分で「金庫に(与格)」と記載されていることは、入金を人名の属格で表す銀行帳簿の史料の文法と整合しないとして批判する。著者は、このような疑問の背景に、TPSulp. 60が銀行Aと顧客Bの間の支払関係 *Zuwendungsverhältnis* のみを記載したものと理解することへの違和感を指摘する。これに比べればCとBの2当事者関係の記録とするWolfの理解は説得的であるが、Wolfが重視するDの保証債務の証明機能について、誰に対してそれを証明することが想定されていたのか、として、説明の不足を指摘する。以上の学説の分析を経て、著者は、TPSulp. 60-65の取引の理解として、学説を次の2つのモデルに整理する。1つは、①銀行を介した3当事者間の支払の記録であって、「受領」欄は銀行Aと顧客Bの間の支払関係を表すとする理解である。もう1つは、②2当事者間の支払と保証契約成立の記録であって、「受領」欄は債権者Cが債務者Bに対して債権を取得したことを示すとする理解である。Aの役割は、①では口座間の振替を行う銀行として、②では弁済受領者として位置付けられ、文書が残された意義は、①では顧客(間)の取引関係の把握のため、②では保証人Dの求償権を証明しつつ、CB間の債権を明確にしてAの非債弁済を防止するため、とされる。

著者自身は、まず、スルピキウス家が古代ギリシャ語商圏の取引世界の中にいたことを重視し、ギリシャ・ローマ時代のエジプトの銀行帳簿史料の用語法に照らして読むべきであることを表明する。

したがって、「ex+奪格」を起源の意味と理解し、「exrisco」は金庫からの出金と解する。そして、その出金先は、文書が「C の帳簿」とされていることから、C と想定する。つまり、銀行 A が C に対して、口座を通じて現金の交付を行ったと考える。C は、それを用いて B に貸付けを行ったか、あるいは B に貸付けを行った後にその貸付け額の補填を受けたと考えられる。A が「金庫 (risco)」という一般的表現によって表されているのは、金融業者が作成を助成するための雛形が存在していたためと想定する。以上の記録が作成されたのは、B の保証人である D が、B に対する求償権を A に「譲渡」することによって A が C へと満足を与えるよう仕向けるという、資金の移動過程を証明記録として残すためであったと解釈する。著者は、このような取引の意義を、銀行 A が、債権者 C ないし保証人 D から債務者 B の無資力リスクを引き受けることで「債権回収業者」の役割を担っていたと推論する。以上のようにして「支出」と「受領」の簿記が C の B に対する債権の成立を表すものだったとすれば、この帳簿が現金出納記入の存在を示唆するものとの可能性も拓かれ（ただし、消費貸借の成立を証明できる現金出納記入は債権者 (C) の帳簿における記載であるため、そこから抜粋記載された TPSulp. 60 自体ではないことには注意を喚起する）、このような特殊な取引と定型書式を司っていたスルピキウス家の金融業者としての社会的役割が窺えるとされる。以上の想定のもとでは、A は B の信用リスクを引き受けているが、30000 セステルティウスの大金を現金で輸送するリスクはどう考えられていたのかは明らかでないとし、著者は輸送リスクの問題は稿を改めての課題とする。

以上が本論文の紹介であり、以下、誠に雑駁ではあるが、評者の

感じた点を述べてみたい。

まず、本論文の全体的な印象であるが、著者は、史料の理解のために学説を丁寧かつ批判的に紹介し、その問題点と対立点を炙り出した上で、各説の利点を取り入れつつ、批判点を克服することで自説を打ち立てている。かいつまんで示せば、Gröschler と Jakab の文書に関する理解の問題点を指摘しつつも、その3当事者の取引関係を前提とした事態理解は受け継いでいる。この理解に Wolf が示した保証契約証明としての文書の機能の解釈を接木することで、「債権回収業者」としてのスルピキウス家が顧客の信用リスクを一手に引き受けるスキームを浮き彫りにさせている。他方で、そのようにして他の学説と一線を画すように示された著者の解釈の核心をなすのは、「ex+奪格」を起源の意味と理解し、「Cの帳簿」の支出先をCと捉えるという、他の史料から裏付けられたシンプルな文法理解である。評者は法史学のコンテキストでの評価ができないが、豊富な先行研究と史料を扱いつつ一貫した結論を示す本論文の立論には、相当の説得力があるように思われた。

次に、著者の示す法律構成についてであるが、Cが、Bに貸付けを行った前後に、Aすなわち「金庫」から現金支払により補填を受けたとする理解は、近代法の想定する債権回収取引に酷似し興味深い。すなわち、今日の我々の社会で言えば、AはBの債務をB自身に代わってCに弁済することで、Cに代位し(訴権譲渡を受け)、元々Cの有していた権利の行使を通じて債権回収を図ることになる。このような取引であれば、確かに、Aが「Cの帳簿」と題する文書を保管し、そこにCがBに対して行った貸付額とCがAから受領した額が記載されていることにも得心がいく。ただ、そのよう

に解するのであれば、やや細かい指摘になるが、著者は D の B に対する求償権も A に譲渡されることで A の C に対する与信が実現したと解しているけれども、C が D の求償リスクまで引き受けたと解する必然性は乏しいように思われる。「債権回収業者」にあたる信用保証協会 (A) が第一次与信者である銀行 (C) の貸倒リスクのみ引き受け、その中小企業 (B) に対する求償リスクはあくまで個人経営者・保証人 (D) に押し付けるのは、今日我々の社会でよく見る構図である。著者は、A が保証人 D の求償権の譲渡を受けることで D に与信を行うスキームを前稿で検討しており⁵、その知見を基に考察されたように見受けられたが、TPSulp. 78 の保証人は水上運送取引という定型的にリスクの高い取引に関与する点で、信用補完を要する事情においてやや特殊であるように思われた。その意味では、TPSulp. 60, 65 の保証人が主債務者の後見人であることにさらに着目する必要はないのかが、気に掛かったところである。蛇足的に指摘を重ねれば、著者は TPSulp.61-62 については結局 A' (キンナムス) を「金庫」と別の主体として想定する Gröschler の 3 当事者理解を採用したようであるが、Gröschler 自身に対する論証不十分との批判にはどのように応接するかということと、仮に Gröschler 流の 3 当事者理解を諦めて単純に A (金庫) が B に金銭を交付した 2 当事者を想定するなら、なおのこと D の求償権があらかじめ A に譲り渡されていたというのは想定しがたく、A が B に貸し付けて D が保証しているという状況の方が想定しやすいように思われた。裏から言えば、銀行 A が史料中に一応は登場していると思わしき TPSulp. 60-63 と、A が表立って登場しないそれ以外の史料とで、

⁵ 宮坂②・前掲注(1)86 頁。

A の地位を同様に解する必要があるか、ということも 1 つの問題となるように感じられたが、著者はどのように説明されるだろうか⁶。

最後に、著者の考察の意義について、感じた点を提示しておきたい。従来の学説は、A を資金移動仲介者としての「銀行」と位置付け、その史料上の根拠付けに腐心してきたように思われる。それに対して、著者は A を、必ずしも資金移動の「仲介」を行うものではない「債権回収業者」と位置付けた。このことに何らかのローマ法「学」上の含意はないのだろうか。従来の学説が A を資金移動の仲介者とする理解の背後には、普通法学の発見による原因関係のない支払指図 *delegatio solvendi* の可能性⁷を模索する意図が見え隠れするように思われた。もし著者の理解の方が文法的にシンプルであるのならば、従来の学説がなぜその理解に至らなかったのか（何らかのバイアスが働いていたのか）ということにも興味が向く。また、A を広く古代における与信機関の一つと捉えるとして、古代における与信のあり方一般に対してこの議論がどのような含意をもつか

⁶ 校正中に、本誌事務局より、Jean-François Chemain, *L'argent des autres : le cautionnement dans le monde romain du IIe siècle avant J.-C. au Ier siècle après J.-C.*, 2015 が、個人間友誼から、社会システム、立法を経て、都市が商業の結節点ないし保証の核として機能する過程、そして同盟市戦争を経てこれが失われる過程を描いており、銀行の機能分析に関わる論点として、評者が指摘した点と問題意識が通底する旨のご指摘をいただいたが、評者は今回同書を確認する余裕がなかった。謝してお示しのみさせていただきます。

⁷ 伊澤孝平「指図(*Anweisung*)の本質」法協 48 卷 11 号 1 頁(1930 年)、12 頁参照。

も気に掛かった。というのも、CがAを介してBに貸付けを行うことと、Bに直接に貸付けを行うCに対してAが融資を行うこととの間には、結果的に実現する計数上の与信状況は同じかもしれないが、資金移動に伴う各種のリスク負担の点で違いが生じうる。今日の我々の社会でも、金銭の占有＝所有理論の定着以前には、Bに直接に金銭を交付したのがCなのかAなのかという金銭交付の経路の相違は、「直接ノ因果關係」⁸という転轍機のもとで *condictio* の成否に決定的な意味を有したところである。この経緯を、金銭の占有＝所有理論の定着を見た今日の社会に照射して見ることは、金銭の移動と価値の移動を過度に同一視することを再考する契機⁹となるようにも思われる¹⁰。著者が「指図」を用いない読み方を提示したことに、史料の完結的な解釈以上に古代における現金移動のリスク負担のあり方について何か含意を有するものなのかどうか、さらに著者自身による解題を求めてみたいところである。

以上の感想は、法史学を専門としない評者の思いつきの域を出ないものであり、本論文に何らかの評価を加えるものではない。古代

⁸ 大判大正8年10月20日民録25巻1890頁、同判決の評釈・鳩山秀夫『民法研究 第4巻 債権各論』(岩波書店、1930年)252頁など。

⁹ 例えば、森田宏樹「電子マネーをめぐる私法上の諸問題」金融法15号51頁(1999年)、53頁、63頁。さらに基礎的には、木庭顕「信用の基礎理論構築に向けて：プロレゴメナ(上・中・下)」法時91巻10号75頁、11号101頁、12号101頁(2019年)(特に本文の文脈に近いと思われるのは、(中)103頁など)。

¹⁰ 著者自身の検討の端緒として、宮坂渉「金銭の取戻し(*vindicatio nummorum*)」早誌56巻197頁(2006年)がある。

地中海の取引に対して広く視野を及ぼし史料を丹念に解き明かす著者の研究に、さらなる発展を期待したい。

(2022 年 2 月 22 日脱稿)